

熊本市公報

第1454号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎月末日

目次

条例

○熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第78号）	410
○熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（第79号）	412
○熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例（第80号）	413
○熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（第81号）	414
○熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（第82号）	415
○熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第83号）	416

規則

○熊本市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部を改正する規則（第82号）	417
○熊本市契約事務取扱規則の一部を改正する規則（第83号）	419
○熊本市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則（第84号）	420
○熊本市火入れに関する規則の一部を改正する規則（第85号）	423

公告

○土地区画整理法による換地処分通知の送付を受けるべき者（第767号）	424
------------------------------------	-----

条 例

条例第78号

令和3年11月29日

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の127.5」を「6月に支給する場合においては100分の127.5、12月に支給する場合においては100分の112.5」に、「100分の107.5」を「6月に支給する場合においては100分の107.5、12月に支給する場合においては100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「6月に支給する場合においては100分の127.5、12月に支給する場合においては100分の112.5」に、「100分の72.5」を「6月に支給する場合においては100分の72.5、12月に支給する場合においては100分の62.5」に、「100分の107.5」を「6月に支給する場合においては100分の107.5、12月に支給する場合においては100分の92.5」に、「100分の62.5」を「6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の52.5」に改める。

第2条 熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「6月に支給する場合においては100分の127.5、12月に支給する場合においては100分の112.5」を「100分の120」に、「6月に支給する場合においては100分の107.5、12月に支給する場合においては100分の92.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「6月に支給する場合においては100分の127.5、12月に支給する場合に

においては100分の112.5」を「100分の120」に、「6月に支給する場合においては100分の72.5、12月に支給する場合においては100分の62.5」を「100分の67.5」に、「6月に支給する場合においては100分の107.5、12月に支給する場合においては100分の92.5」を「100分の100」に、「6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和3年12月1日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

条例第79号

令和3年11月29日

熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市長等の給与に関する条例（昭和31年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「100分の167.5」を「6月に支給する場合は100分の167.5、12月に支給する場合は100分の157.5」に改める。

第2条 熊本市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「6月に支給する場合は100分の167.5、12月に支給する場合は100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和3年12月1日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

条例第80号

令和3年11月29日

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市企業管理者の給与に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号中「100分の167.5」を「6月に支給する場合は100分の167.5、12月に支給する場合は100分の157.5」に改める。

第2条 熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号中「6月に支給する場合は100分の167.5、12月に支給する場合は100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和3年12月1日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

条例第81号

令和3年11月29日

熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市教育長の給与等に関する条例（平成10年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号中「100分の167.5」を「6月に支給する場合は100分の167.5、12月に支給する場合は100分の157.5」に改める。

第2条 熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号中「6月に支給する場合は100分の167.5、12月に支給する場合は100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和3年12月1日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

条例第82号

令和3年11月29日

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第8号）

の一部を次のように改正する。

第9条第2項及び第11条第2項中「100分の127.5」を「6月に支給する
場合においては100分の127.5、12月に支給する場合においては100
分の112.5」に、「100分の167.5」を「6月に支給する場合においては
100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の157.5」
に改める。

第2条 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正す
る。

第9条第2項及び第11条第2項中「6月に支給する場合においては100分の
127.5、12月に支給する場合においては100分の112.5」を「100
分の120」に、「6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に
支給する場合においては100分の157.5」を「100分の162.5」に改
める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和3年12月1日から、第2条の規定は令和4年4月
1日から施行する。

条例第83号

令和3年11月29日

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合においては100分の127.5、12月に支給する場合においては100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「6月に支給する場合においては100分の127.5、12月に支給する場合においては100分の112.5」に、「100分の72.5」を「6月に支給する場合においては100分の72.5、12月に支給する場合においては100分の62.5」に改める。

第2条 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の127.5、12月に支給する場合においては100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「6月に支給する場合においては100分の127.5、12月に支給する場合においては100分の112.5」を「100分の120」に、「6月に支給する場合においては100分の72.5、12月に支給する場合においては100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和3年12月1日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

規 則

規則第82号

令和3年11月16日

熊本市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市勤労青少年ホーム条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市勤労青少年ホーム条例施行規則（昭和46年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(様式第1号)」を削り、同条第2項中「様式第1号。」を削る。

第5条第1項中「(様式第2号)」を削り、同条第3項中「(様式第3号)」を削る。

第6条第1項中「(様式第4号)」及び「(様式第5号)」を削り、同条第3項中「熊本市勤労青少年ホーム使用変更許可書兼領収書(様式第6号)」を「、熊本市勤労青少年ホーム使用変更許可書兼領収書」に改め、同条第4項中「(様式第7号)」を削る。

第8条第1項中「(様式第8号)」を削る。

第10条中「(様式第9号)」を削る。

第14条第4項を削る。

第15条を第17条とし、第14条の次に次の2条を加える。

(書面審議)

第15条 委員長は、緊急の必要があり委員会の会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に送付し審議することをもって委員会の会議に代えることができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(書類の様式等)

第16条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

- 2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

様式第1号から様式第9号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市勤労青少年ホーム条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

規則第83号

令和3年11月17日

熊本市契約事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市契約事務取扱規則の一部を改正する規則

熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第2項に次の1号を加える。

(6) ソフトウェアの使用許諾

第16条の3第2号中「及び」を「並びに」に改め、「限る。）」の次に「及びソフトウェアの使用許諾」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第84号

令和3年11月22日

熊本市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

熊本市老人福祉法施行細則(平成6年規則第61号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(様式第1号)」及び「(様式第2号)」を削り、同条第2項第1号中「(様式第3号)」を削り、同項第2号中「(様式第4号)」を削り、同項第3号中「(様式第5号)」を削り、同項第4号中「(様式第6号)」を削り、同項第5号中「(様式第7号)」を削り、同項第6号中「(様式第8号)」を削る。

第3条中「(様式第9号)によらなければ」を「を提出することにより行わなければ」に改める。

第4条中「(様式第10号)によらなければ」を「を提出することにより行わなければ」に改める。

第5条中「(様式第11号)によらなければ」を「を提出することにより行わなければ」に改める。

第6条中「(様式第12号)によらなければ」を「を提出することにより行わなければ」に改める。

第7条中「(様式第13号)によらなければ」を「を提出することにより行わなければ」に改める。

第8条中「(様式第14号)によらなければ」を「を提出することにより行わなければ」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第10条中「(様式第16号)」を削り、「福祉事務所長」を「市長」に改める。

第11条中「(様式第17号)によらなければ」を「を提出することにより行わなければ」に改める。

第12条第1項中「(様式第18号)によらなければ」を「を提出することにより行わなければ」に改め、同条第2項中「(様式第19号)によらなければ」を「を提出することにより行わなければ」に改める。

第13条中「(様式第20号)」を削る。

第14条中「(様式第21号)」、「(様式第22号)」及び「(様式第23号)」を削る。

第15条第1項中「(様式第24号又は様式第24号の2)」を削り、同条第2項中「(様式第25号又は様式第25号の2)」を削り、同条第3項中「(様式第26号又は様式第26号の2)」を削る。

第16条第1項中「(様式第27号)によらなければ」を「を提出することにより行わなければ」に改め、同条第2項中「(様式第28号)」及び「(様式第29号)」を削る。

第17条第1項中「(様式第30号)」及び「(様式第31号)」を削り、同条第2項中「(様式第32号)」及び「(様式第32号の2)」を削り、同条第3項中「(様式第26号の2)」及び「(様式第34号)」を削る。

第18条第1項中「(様式第35号)」を削り、同条第2項中「(様式第36号)」を削る。

第20条第1項中「(様式第37号)」及び「(様式第37号の2)」を削り、「福祉事務所長」を「市長」に改め、同条第2項を削る。

第24条第3項中「(様式第40号)」を削り、同条第4項中「(様式第40号の2)」を削る。

第25条第2項中「(様式第41号)」を削り、同条第3項中「(様式第42号)」及び「(様式第43号)」を削る。

第26条第1項中「(様式第44号)」を削り、同条第2項中「(様式第45号)」を削る。

第27条第1項中「(様式第46号)」を「を提出すること」に改め、同条第2項中「(様式第47号)」を「を提出すること」に改め、同条第3項中「(様式第48号)」を「を提出すること」に改める。

第28条を第29条とし、第27条の次に次の1条を加える。

(書類の様式等)

第28条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式並びに省令第3条の申請書の様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

様式第1号から様式第48号までを削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市老人福祉法施行細則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

規則第85号

令和3年12月9日

熊本市火入れに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市火入れに関する規則の一部を改正する規則

熊本市火入れに関する規則（昭和60年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第3号及び第13条中「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報」に改める。

様式第1号中「印」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市火入れに関する規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

公 告

公告第767号

令和3年12月3日

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第2項が準用する同法77条第5項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業

施行者 熊本市

代表者 熊本市長 大西 一史

記

1 換地処分通知の送付を受けるべき者

氏名	住所
柳田 泰英	東京都足立区鹿浜6丁目16番12号 一本木荘8号

2 通知の内容

土地区画整理法第103条第1項の規定により、熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分します。

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起

算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、熊本市を被告（熊本市長が被告の代表者となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。